

# SPC JINJIKEN NEWS



## 国民年金保険料 納付猶予制度見直し案 (9/21)

厚生労働省は20日、国民年金保険料の納付猶予制度の見直しについて、2030年6月までの実施期限を延長する案を社会保障審議会年金部会で示した。延長の幅は5～10年で今後検討するとしている。また適用要件について、被保険者、配偶者の前年所得が一定以下であることを要件としているところ、世帯主を加え、同居する親などに一定以上の前年所得がある場合、適用対象外とする案を示した。年内に詳細を詰め、来年の通常国会に関連法案を提出する方針。

## デジタル給与 ソフトバンクGなどで初支給 (9/26)

希望した従業員のアプリに残高100万円を上限に給与を払い込める給与のデジタル払いが昨年4月に解禁されて以後、国内で初となる支払いが、25日、ソフトバンクグループなど10社で行われた。従業員は、同グループ傘下のスマホ決済アプリPayPay（ペイペイ）で受け取った。ペイペイは今年8月、厚生労働省から初の取扱事業者として指定を受けていた。

## 介護費用 過去最多の11.5兆円 (9/27)

厚生労働省は26日、2023年度にかかった介護保険制度による介護費用（介護給付費と自己負担分）の総額が11兆5,139億円となったことを発表した。介護保険制度が始まった2000年以来、総額は増加傾向にあり、前年度より約3,227億円（2.9%）上昇して過去最多を更新

した。サービス利用者も前年度より10万7,600人（1.6%）増で、過去最多の663万2,000人となった。

## 外国人技能実習生の失踪 過去最多 (9/28)

27日、出入国在留管理庁は2023年に失踪した外国人技能実習生が9,753人だったと発表した。約51万人いる実習生の1.9%を占める。ベトナム、ミャンマー、中国の順に多く、ミャンマー人実習生の失踪は前年の3倍近くに急増。背景に、ミャンマー国籍の人に対する在留期限切れ後も「特定活動」の資格を得て滞在延長を可能とする特別措置の影響があるとみられ、10月以降、運用を見直し、実習を続けられない事情があり実習先の変更も難しい場合に限り、在留資格の変更を認めることとする。

## ハローワーク、AI導入に向けPT発足 (9/29)

厚生労働省は、ハローワークのサービスで生成AIの活用を検討するためのプロジェクトチーム発足を発表する（9月30日）。オンラインでの求人・求職申込み等への生成AIの導入等を検討し、企業と求職者のマッチングの精度や効率を高めるとともに、人手不足解消につなげたい考え。2025年度以降の事業開始を視野に入れている。

## 厚生年金 従業員51人以上の企業も対象に (10/1)

10月から、パート労働者の厚生年金の加入対象となる企業規模が101人以上から51人以上に引き下げられ、新たに20万人程度が対象となった。加入要件に変更はなく、週労働時間

20時間以上、月額賃金8万8,000円以上、学生ではない、などとなっている。

### 8月の求人倍率は1.23倍、完全失業率は2.5%に (10/1)

厚生労働省が1日に発表した8月の有効求人倍率は、前月から0.01ポイント減の1.23倍となり、2カ月ぶりに低下した(有効求職者数は約191万人、有効求人数は約234万人)。また、総務省が同日に発表した8月の完全失業率は、前月から0.2ポイント低下し、2.5%となった。

### 大企業健保 1,367億円の赤字見込み (10/4)

健康保険組合連合会は3日、2023年度の決算見込みが1,367億円の赤字になる見込みだと公表した。保険料収入から給付を差し引いた経常収支が赤字となったのは、加盟する組合の5割強に当たる約730組合。保険料収入は増加しているものの、後期高齢者医療制度の財源となる拠出金も増えたことが主な原因とみられる。

### 実質賃金がマイナスに転じる (10/8)

厚生労働省が発表した8月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金が3カ月ぶりのマイナスに転じたことがわかった。現金給与総額は3.0%増となったが、消費者物価指数は3.5%の上昇となり、結果として実質賃金は前年同月比マイナス0.6%となった。

### 人材開発助成金 不適切受給3割 (10/10)

会計検査院が10労働局で令和元年度から令和5年度までに支給決定を行った113事業主に対する支給額計約2.8億円を調べたところ、約3割に当たる事業者で人材開発助成金が不適切に受給されていたことがわかった。費用を企業が全額負担することが支給要件だが、アンケートや感想文の提出といった業務協力に関する別契約の対価として、実質的に訓練機関から一部費用のキックバックを受けていた。

### 50人未満の事業所にもストレスチェック実施義務づけへ (10/11)

厚生労働省は、ストレスチェックについて、従業員50人未満の小規模事業所にも対象を広げる方針を固めた。10日に開催された同省の有識者検討会に数年後の導入を想定した案を示し、了承された。昨年度、精神疾患を発症して労災認定を受けた人が過去最多の883人になり、今年3月から改善に向けた議論を進めていた。来年の通常国会への労働安全衛生法改正法案提出を目指す。

### 両立支援等助成金 助成対象を拡大 (10/14)

出入国管理庁が18日に公表した2024年上半期の出入国者数等によると、6月末時点での在留外国人は359万人と、過去最高を記録した。このうち技能実習は7万7,000人で前年同期比12.7%減。一方、特定技能は2万9,000人(同52.8%増)、高度人材向け「技術・人文知識・国際業務」は2万5,000人(同20.1%増)増と、特定技能に移行する動きが見られた。また、技能実習生の最大の送り出し国であるベトナムからの入国者数が前年同期比2割減となったことも影響している。

### 技能実習生の来日が減少 (10/19)

出入国管理庁が18日に公表した2024年上半期の出入国者数等によると、6月末時点での在留外国人は359万人と、過去最高を記録した。このうち技能実習は7万7,000人で前年同期比12.7%減。一方、特定技能は2万9,000人(同52.8%増)、高度人材向け「技術・人文知識・国際業務」は2万5,000人(同20.1%増)増と、特定技能に移行する動きが見られた。また、技能実習生の最大の送り出し国であるベトナムからの入国者数が前年同期比2割減となったことも影響している。



**重要・要チェック**

**令和6年分の年末調整 定額減税に関する事務を行う必要があります!!**

令和6年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。国税庁からは、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和6年分）」を開設したとの案内もありました。今年の年末調整においては、定額減税に関する事務を行う必要があります、例年よりも手間がかかることとなります。その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

.....国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和6年分）」のトップ画面.....

**【お知らせ】**

本年は、**定額減税に関する事務を行う必要があります!!**

- 年末調整に係る定額減税の概要については、[こちら](#)をご覧ください。
- 定額減税の詳細については、「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください。

- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「[リーフレット](#) (PDF/3,387KB)」を送付しています。
- 源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくと効率的に行うことができます。
- [ダウンロードはこちら](#)

源泉徴収義務者  
(給与の支払者)の方へ

給与所得者  
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

詳しい説明 (パンフレット)  
(年末調整・源泉徴収票)

★年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお声掛けください。



**重要改正**

**令和6年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更 対応はお済みですか？**

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更を表にまとめて公表しています。「令和6年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更」も公表されていますので、特に、雇用・労働関係、医療・年金関係の変更については、対応できているか否かを、今一度ざっと確認しておきたいところです。

.....令和6年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更（抜粋）.....

●企業実務に影響を及ぼすものには、次のようなものがあります。

**【雇用・労働関係】**

□**最低賃金額の改定**.....すべての労働者とその使用者が対象  
都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が、すべての都道府県において、時間額50円から84円の引上げとなる（全国加重平均1,055円）。

**【医療・年金関係】**

□**被用者保険の適用拡大**.....従業員数50人超の企業の事業主及び短時間労働者が対象  
短時間労働者への被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用について、これまで、従業員数100人超となっている企業規模要件を50人超へと引き下げる。



(次ページへ続く)

●また、社員に伝えてあげたい制度変更として、次のようなものがあります。社員のスキルアップを図りたいと考えている企業の事業主なども知っておきたい内容です。

【雇用・労働関係】

□教育訓練給付の拡充……雇用保険被保険者及び離職後1年以内の雇用保険被保険者だった者が対象

- ・ 専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付に加えて、更に受講費用の10%（合計80%）を追加で支給する。
- ・ 特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の10%（合計50%）を追加で支給する。



★「最低賃金額の改定」についてはすべての企業、「被用者保険の適用拡大」については新たに特定適用事業所となる従業員数50人超100人以下の企業において、必ず対応が必要となる重要な制度変更です。未対応の場合は、制度の説明・対応に向けたアドバイスなどをさせていただきますので、気軽にお声掛けください。

重要改正

### 自転車運転中のスマホ・酒気帯びの罰則強化 酒気帯びには幫助罪も(令和6年11月～)

自転車運転中の新たな罰則を盛り込んだ令和6年改正道路交通法が、令和6年11月1日から施行されます。警察庁は、ポスターやリーフレットを公表して、その周知を図っています。

……………令和6年改正道路交通法（自転車運転中の新たな罰則）ポスター（横）……………



罰則の具体的な内容は次のとおりです。

- 自転車運転中ながらスマホ
  - ・ 違反者は、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金（交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- 自転車の酒気帯び運転及び幫助
  - ・ 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・ 自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・ 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

★企業としては、酒気帯び運転について、自転車の提供者にも罰則が適用される点に特に注意したいところです。通勤や業務に自転車を利用している労働者がいる場合には、警察庁から公表されているポスターを駐輪場に貼っておくなど、運転者に注意喚起をしておきましょう。

必要であれば、リーフレットも含め、紹介させていただきます。